

# WIPO Madrid e-Filingをご存じですか？

## 商標の国際登録出願を オンラインで行うことができます！

### WIPO Madrid e-Filingはこんなに便利



- ・ オンラインで出願ができる！（特許庁への書面提出は不要）
- ・ 願書の不備の修正やWIPOからの欠陥通報への応答ができる！
- ・ WIPOへの手数料をクレジットカードで納付できる！

### ～NEW～

2024年1月1日から、Madrid e-Filingによる出願の本国官庁手数料の納付先が、日本国特許庁からWIPO国際事務局に変更となります。

これにより、商標の国際登録出願に係る手数料はまとめてWIPOに納付することとなり、ユーザーにとってより使いやすい制度となることが期待されます。

※特許庁に本国官庁手数料を納付することはできなくなります。

※Madrid e-Filingを使用しない出願については同日以降も本国官庁手数料は特許庁に納付することが必要です。具体的な操作等は、特許庁HPに掲載予定の「Madrid e-Filingによる出願手続（2024年1月1日以降の出願）」を参照ください。

特許庁HPでユーザーガイドや利用上の注意点等のより詳しい情報をご確認いただけます。



WIPO Madrid e-Filing  
商標の国際登録出願  
オンライン出願受付開始！



◀ 特許庁HP  
「Madrid e-Filingによる  
国際出願手続」

### ※注意※

- ・ 基礎出願・登録に係る商標が標準文字による商標ではない場合、現在のシステムの制約上、Madrid e-Filingを利用した出願では標準文字の宣言をすることができません。国際出願において標準文字の宣言を希望する場合は、従来通りMM2書面により出願ください。
- ・ Madrid e-Filingサービスが通信不具合等の事情により利用できなくなる事態に備えて、優先権主張を伴う出願や欠陥通報に対する応答を行う場合など、**時間に余裕をもって行うようにしてください。**

## Madrid e-Filingとは

Madrid e-Filingとは、WIPOが提供するWebサービスであり、出願から国際登録までの手続を可能とします。  
※国際登録後に行う、事後指定手続等は対象外です。



Madrid e-Filingの利用により、出願人による願書の提出時に加えて、本国官庁による願書の方式審査後の不備是正時や、WIPO国際事務局による審査後の欠陥通報への応答時における、三者間の通信は全てオンラインにて行うことができるため、書面により手続する煩わしさや時間のロスを軽減することができます。



## Madrid e-Filingによる出願等の方法

### (1) WIPOアカウントの作成

Madrid e-Filingを利用するためのWIPOアカウントを作成します。

### (2) 出願書類の作成

WIPOアカウントを用いてMadrid e-Filingにログインし、出願に必要な事項を入力します。入力すべき事項は、マドプロ出願の願書（MM2）に記載すべき項目とほぼ同じです。

### (3) 手数料の納付

#### ①2024年1月1日以降にMadrid e-Filingにより本国官庁に提出される出願

本国官庁手数料及びWIPOに納付する手数料を、**WIPOにスイスフランでまとめて納付します。** WIPO予納口座、クレジットカード、銀行振込及びPayPalを利用して納付できます。

#### ②2023年12月31日までにMadrid e-Filingにより本国官庁に提出される出願

WIPOに納付する手数料を納付します。利用可能な納付方法は①と同じです。

**本国官庁手数料を特許庁に納付します。** 本国官庁としての特許庁に納付すべき手数料の納付方法は、書面手続の場合と同様です。

(i) 特許印紙を貼付した手数料納付書の特許庁に郵送するか、

(ii) 電子現金納付により納付し、納付番号を記載した書面を電子化してMadrid e-Filingから添付ファイルとして提出することもできます。

その他の納付方法や手続の詳細は、特許庁のHP記事「Madrid e-Filingによる国際出願手続」（表面のQRコードからご覧いただけます。）をご確認ください。

### (4) 不備連絡に対する是正やWIPO欠陥通報に対する応答

本国官庁としての特許庁からの出願書類への不備連絡や、WIPOからの欠陥通報は電子メールで通知されます。

Madrid e-Filingにログインして内容を確認し、是正・応答手続もMadrid e-Filingにて行います。

### (5) 国際登録

マドプロ出願が国際登録されたこともMadrid e-Filing上で確認が可能です。

※商標法第68条の3(3)に基づく願書の写しの送付は行いませんのでご注意ください。